

議案第 17 号

川崎市自殺対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市自殺対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市自殺対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

川崎市自殺対策の推進に関する条例（平成 25 年川崎市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（自殺対策評価委員会）

第 12 条 前条第 2 項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市自殺対策評価委員会を設置するため、この条例を制定するものである。